

第 126 回月例研究会報告

報告者：蓮見 節夫 (会員 NO. 9)

タイトル：J-SOX の基準と IT の位置づけ

会場：中央大学駿河台記念館

開催日：2006 年 12 月 22 日(金)

講演者：監査法人トーマツ 伊藤 哲也 様

## 1. 概要

第 126 回月例研では、企業会計審議会内部統制部会作業部会の委員を務めている伊藤哲也様より「J-SOX の基準と IT の位置づけ」についてご講演をいただいた。

講演は、次の内容による。

1. 内部統制報告制度とは
2. J-SOX これまでの経緯
3. 実施基準の概要
4. 「IT への対応」とは
5. IT の統制
6. IT の評価範囲の決定
7. IT 全般統制
8. IT 業務処理統制

## 2. 講演の主旨

### 2. 1 内部統制報告制度とは

1) 内部統制報告制度とは、経営者が内部統制を自己評価した結果として作成する「内部統制報告書」(財務報告に係る内部統制は有効である旨の報告書)を監査人が監査して「内部統制監査報告書」(内部統制報告書は適正に表示されている旨の報告書)を作成する仕組みのこと。

内部統制が有効とは、重大な欠陥がないということ。

監査人は、財務諸表監査と内部統制監査を一体として実施し、監査報告書としてまとめる。監査報告書の雛形はまだできていない。

2) 米国 SOX と比較した日本版 SOX の特徴は①財務報告の信頼性に重点を置く。②内部統制の評価によって、重大な欠陥の有無を確かめることは前提としつつ、財務報告の信頼性に問題ないと判断する分野については、内部統制の評価の省略を許している。③ダイレクトレポーティングの不採用。④範囲は拠点選定から。

### 2. 2 J-SOX これまでの経緯

- 1) 金融庁、2004 年 12 月 24 日「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応(第二弾)について」公表
- 2) 企業会計審議会内部統制部会、2005 年 7 月 13 日「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」公表
- 3) 企業会計審議会内部統制部会、2005 年 12 月 8 日「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の規準のあり方について」(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を含む)公表
- 4) 金融庁、2006 年 6 月 7 日「金融商品取引法」成立。平成 20 年 4 月より施行。
- 5) 企業会計審議会内部統制部会、2006 年 11 月 21 日「実施基準公開草案」公表(コメント募集期限 12 月 20 日)
- 6) 実施基準をより具体化した「実務指針」については、出るかどうかも含めて不明。

### 2. 3 実施基準の概要

1) 実施基準は、財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準を実務に適用していくとした場合のより詳細な実務上の指針で、次の 3 部より構成されている。I、内部統制の基本的枠組

- み、Ⅱ、財務報告に係る内部統制の評価及び報告、Ⅲ、財務報告に係る内部統制の監査。
- 2) 経営者評価の流れの概要は次の通り。①全社的な内部統制の評価、②決算・財務報告に係る業務プロセスの評価、③決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価（重要な事業拠点の選定→評価対象とする業務プロセスの識別→評価対象とした業務プロセスの評価→内部統制の報告）。
  - 3) 全社的な内部統制の評価においては、原則として親会社+全連結子会社+関連会社すべて（持分法適用会社）を対象とする。  
重要な事業拠点の選定においては、連結ベース売上高等の一定割合に達している事業拠点を選定する。  
評価範囲については、必要に応じて監査人と協議する。  
重要な欠陥に該当するかどうかを判断する量的基準は、連結税引き前利益の5%程度と例示されている。  
トップダウンアプローチを取っており、財務報告の信頼性が最終ゴールである。
  - 4) 評価対象となる業務プロセスについて
    - ・ 重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスは、原則として、全てを評価対象とする
    - ・ その他、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加する
  - 5) 全社的な内部統制における重要な欠陥の例
    - a. 経営者が財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していない
    - b. 取締役会又は監査役若しくは監査委員会が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証していない
    - c. 財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する責任部署が明確でない
    - d. ITのアクセス制限に関わる内部統制に不備があり、それが改善されずに放置されている  
etc.
  - 6) 業務プロセスに係る内部統制での重要な欠陥とは
    - ・ 同じ勘定科目に関係する不備を全てあわせて、当該不備のもたらす影響が財務報告の重要な事項の虚偽記載に該当する可能性があるか否かによって判断する
    - ・ 「重要」とは金額的、質的観点で考える
    - ・ ITに係る業務処理統制に不備がある場合には、業務プロセスに係る内部統制に不備があると同様に、その影響度と発生可能性の評価を行う
- ## 2. 4 「ITへの対応」とは
- 1) ITへの対応は、内部統制の基本的要素からは、特出しされている。  
内部統制の基本的要素は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、IT（情報技術）への対応、より成る。  
ITへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、業務の実施において組織の内外のITに対し適切に対応すること、をいう。
  - 2) IT環境への対応においては、IT環境に対して、組織目標を達成するために、組織の管理が及ぶ範囲において予め適切な方針と手続を定め、適切な対応を行うこと、としている。
  - 3) ITの利用及び統制については、組織内において、内部統制の他の基本的要素の有効性を確保するためにITを有効かつ効率的に利用すること、並びに利用されているITに対して、組織目標を達成するために、予め適切な方針及び手続を定め、内部統制の他の基本的要素をより有効に機能させること、としている。
- ## 2. 5 ITの統制
- 1) IT全社統制についての例示
    - ・ 経営者は、ITに関する適切な戦略、計画等を定めているか



- ・ システムを構成する重要なデータやソフトウェアについて、障害や故障等によるデータ消失等に備え、その内容を保存し、迅速な復旧を図るための対策が取られていること
  - ・ システム、ソフトウェアに障害や故障等が発生した場合、障害や故障等の状況の把握、分析、解決等の対応が適切に行われていること
- 3) システムの安全性の確保  
監査人は、企業がデータ、システム、ソフトウェア等の不正使用、改ざん、破壊等を防止するために、財務報告に係る内部統制に関連するシステム、ソフトウェア等について、適切なアクセス管理等の方針を定めているか確認する。
  - 4) 外部委託に関する契約の管理（サービスレベル管理）  
企業が財務報告に関連して、ITに係る業務を外部委託している場合、監査人は、企業が適切に外部委託に関する契約の管理を行っているか検討する。
  - 5) IT全般統制に不備がある場合  
ITに係る全般統制の不備がある場合には、代替的又は補完的な他の内部統制により、財務報告の信頼性という目的が達成されているかを検討する。  
ITに係る全般統制の不備は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに直接に繋がるものではないため、直ちに重要な欠陥と評価されるものではない。  
しかし、ITに係る全般統制に不備があった場合には、たとえばITに係る業務処理統制が有効に機能するように整備されていたとしても、その有効な運用を継続的に維持することができない可能性があり、虚偽記載が発生するリスクが高まることとなる。

## 2. 8 IT業務処理統制

- 1) 経営者は、識別したITに係る業務処理統制が、適切に業務プロセスに組み込まれ、運用されているかを評価する。具体的には、例えば、次のような点について。
  - ・ 入力情報の完全性、正確性、正当性等が確保されているか
  - ・ エラーデータの修正と再処理の機能が確保されているか
  - ・ マスタ・データの正確性が確保されているか
  - ・ システムの利用に関する認証・操作範囲の限定など適切なアクセス管理がなされているか
- 2) IT業務処理統制の検証手法
  - ・ システム設計書等の閲覧による確認
  - ・ 記録等の閲覧、管理者又は担当者への質問、一部の取引のサンプリング調査
- 3) 過去の評価結果の利用  
IT統制の特性から、一定の条件を前年度に実施した内部統制の評価結果を継続利用できる。
- 4) ITに係る業務処理統制に不備がある場合  
ITに係る業務処理統制に不備がある場合には、業務プロセスに係る内部統制に不備がある場合と同様に、その影響度と発生可能性の評価を行う。

## 3. 感想

講師の伊藤様は、実施基準の審議機関のメンバーでもあり、実施基準の概要等について、具体例も含めて、お話をいただいた。短時間の中に、ぎっしりと詰め込んだ内容であり、聞く側にとっては、大変参考になる良い講演であった。特に、私たちにとって関心のあるJ-SOXの中のITへの対応について、具体的例を挙げて説明していただいた。伊藤様には感謝申し上げます。

この内部統制監査人の中に、システム監査技術者や公認システム監査人が明確に位置づけられることを期待したいものです。

以上